

【テーマ名】 雇用調整助成金（コロナ関連）

令和5年11月11日

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

雇用調整助成金の概要（行政事業レビューシートP1より）

事業の目的

景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援することで、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定を図る。

現状・課題

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主を支援するため、雇用調整助成金の抜本的拡充を行い、支給要件の緩和等により事業主の雇用維持の取り組みを支援してきたが、感染状況を踏まえ令和5年度より通常制度に移行したところ。今後は、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを検討しつつ、引き続き景気変動等の影響による労働者の失業を予防する必要がある。

事業概要

景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練または出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。

	助成率	日額上限額
中小企業	2 / 3	8,490円
大企業	1 / 2	8,490円

※ 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、訓練費を支給（1人1日当たり1,200円）

※ 日額上限額は雇用保険基本手当日額の最高額（令和5年8月1日現在）

【支給対象事業主】

- ・雇用保険適用事業所

【支給対象労働者】

- ・雇用保険被保険者（週20時間以上かつ31日以上継続雇用見込みの者）

【要件】

- ・当該事業主の生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%以上低下 等

【支給限度日数】

- ・1年100日、3年150日

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の変遷

- 雇用調整助成金により、雇用保険の被保険者を対象として助成するほか、「緊急雇用安定助成金」を創設（R2.3）。
- 雇用保険の被保険者ではない週の所定労働時間が20時間未満の短時間労働者を対象に、助成を実施（助成の上限額や助成率は雇用調整助成金と同内容）。

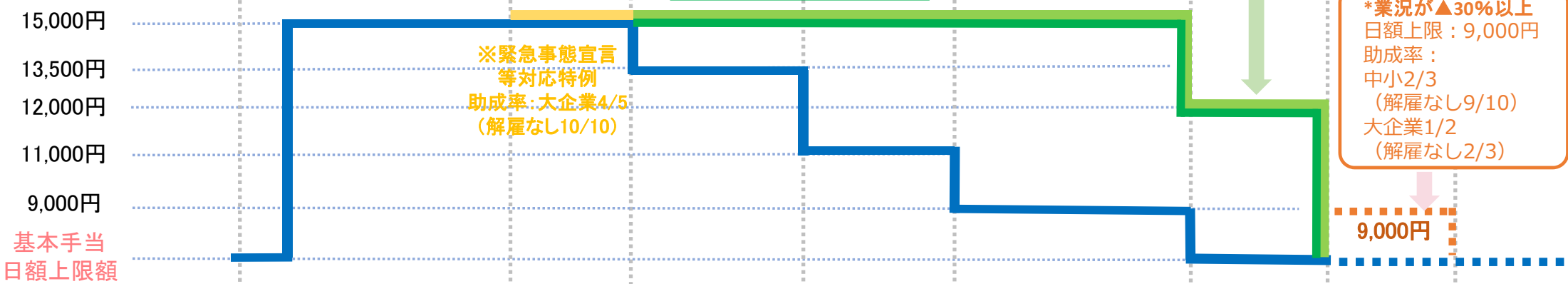
コロナ特例(地域特例)
*緊急事態宣言等地域

コロナ特例(業況特例)
*業況が▲30%以上

日額上限：15,000円
助成率：4/5（解雇なし10/10）

日額上限：12,000円
助成率：4/5（解雇なし10/10）

*業況が▲30%以上
日額上限：9,000円
助成率：中小2/3（解雇なし9/10）
大企業1/2（解雇なし2/3）



日額上限	8,330円	15,000円	13,500円	11,000円	9,000円	8,355円			
助成率	中小2/3 大企業1/2	中小4/5 (解雇なし10/10) 大企業2/3 (解雇なし3/4)	中小4/5 (解雇なし9/10) 大企業2/3 (解雇なし3/4)	中小4/5 (解雇なし9/10) 大企業2/3 (解雇なし3/4)	中小4/5 (解雇なし9/10) 大企業2/3 (解雇なし3/4)	中小2/3 大企業1/2			
生産指標要件	▲10%以上	▲5%以上		▲5%以上		▲10%以上			
	~3月	4~12月	1~4月	5~12月	1~2月	3~9月	10~11月	12~1月	2~3月
	令和2年		令和3年		令和4年			令和5年	

雇用調整助成金の予算額・執行額（行政事業レビューシートP1より）

単位：百万円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 概算要求
当初予算	3,505	624,039	555,247	591,681	5,265
補正予算	3,029,627	952,624	136,692	-	-
前年度から繰越し	-	804,290	588,148	77,524	-
翌年度へ繰越し	▲804,290	▲588,148	▲77,524	-	-
予備費等	968,186	591,469	▲1,282	-	-
計	3,197,028	2,384,274	1,201,281	669,205	5,265
執行額	3,190,442	2,382,329	851,678	-	-
執行額／当初予算 等計	100%	100%	71%	-	-

※令和6年度概算要求額以外は、いずれも緊急雇用安定助成金含む。

※緊急雇用安定助成金は、雇用保険被保険者以外の者を対象に、雇用調整助成金と同内容で実施。

雇用調整助成金のアウトプット、アウトカム（行政事業レビューシートP2より）

アクティビティ

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。

アウトプット

活動目標： 助成金支給による労働者の雇用の維持 活動指標： 延べ支給決定対象者数（人）

短期アウトカム

成果目標： 助成金支給後も雇用が維持されること（令和5年度より新設）

活動指標： 4～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の**3ヶ月**経過後の雇用維持率

※休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成することで、当該事業主に雇用される対象労働者の短期的な雇用が維持されることが考えられることから、3ヶ月経過後の雇用維持率を短期アウトカムとして設定

長期アウトカム

成果目標： 雇用維持率（助成金対象労働者の在職者数／助成金対象労働者数）

活動指標： 4～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の**6ヶ月**経過後の雇用維持率

※雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の短期的な雇用が維持されることで、対象被保険者の長期的な雇用も維持されることが考えられることから、6ヶ月経過後の雇用維持率を長期アウトカムとして設定（短期アウトカムは本助成金支給による直接的効果を、長期アウトカムは本助成金支給後の持続効果を見ている）

雇用調整助成金の点検結果等（行政事業レビューシートP3より）

事業所管部局による点検・改善

令和2年度～4年度については、新型コロナウイルス感染症により申請件数が爆発的に増加し、迅速支給が求められる中で、対象労働者のその後の在籍状況を把握することが実務的に困難だったため、上記指標による評価は不可能。そのため当該期間については支給決定件数により評価を行ったところ、多くの支給決定を行っており、雇用維持に寄与していると言える。

※令和2年度の支給決定件数は2,967,401件、令和3年度の支給決定件数は、3,126,547件、令和4年度の支給決定件数は1,788,694件。

なお、令和4年度の支給決定件数の減少、執行率の低下は、新型コロナウイルスの感染状況や雇用情勢を踏まえた特例措置の段階的縮減によるもの。

したがって、本事業目的である雇用維持を図ることができており、雇用の安定を図る観点から、必要な助成金となっている。

また、雇用のセーフティネットとして有効に機能していることに加えて、支出を行うための予算財源が、事業主が負担する雇用保険料であることから、国が責任を持って実施すべき事業である。



必要な予算について精査を行うとともに適正な執行管理に努める。

コロナ特例で実施した簡素化等

申請書類等の簡素化

次のような申請書類等の大幅な簡素化を実施し、事業主の申請手続きの負担を軽減。一部は現在の通常制度においても恒久化している。

- 記載事項の約5割削減（73項目→38項目）
- 記載事項の大幅な簡略化（日ごとの休業、教育訓練の実績の記載を不要に）
- 添付書類の削減（休業等協定書の労働者個人ごとの委任状など）

簡素化前の様式



簡素化後の様式

迅速支給への取り組み

上記の簡素化に加えて、審査体制を強化することにより、通常申請から支給決定までに2か月程度を要していたところ、不備のない申請については概ね2週間程度で支給。ピーク時（令和2年10月）は、1か月で約35万件を処理。

特例措置の効果検証について

- 雇用調整助成金の特例措置については、コロナ禍等の急激な経済情勢の悪化に対し、完全失業率を一定程度抑制されたものと見込まれるなど、重要な役割を果たした。事業主等からは、事業を本格再開していくにあたって、雇用調整助成金で雇用維持していたことで、必要な人員を確保できたとの声もあった。
- 一方で、労働者の職業能力の維持・向上や成長分野への円滑な労働移動を阻害するおそれがあるとの指摘がある。
- 雇用調整助成金の特例措置の効果については、（独）労働政策研究・研修機構に要請し、2021年10月より、労働経済学の専門家を含む研究会を開催し、業務データ等のエビデンスに基づく特例の効果についての分析等を進めている。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の効果検証に関する研究

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の効果検証を行うため、（独）労働政策研究・研修機構において2021年から研究会を開催。

2 外部有識者委員（2023年10月現在）

神林 龍 武蔵大学経済学部教授

小林 徹 高崎経済大学経済学部准教授

酒光 一章 富士通株式会社シニアアドバイザー

◎佐々木 勝 大阪大学大学院経済学研究科教授（◎は座長、敬称略・五十音順）

3 開催実績 これまでに6回開催。

雇用調整助成金の見直し

- 雇用調整助成金の特例措置は令和5年3月末で終了し、現在は通常制度に移行。4月以降の支給件数は約14万件と、令和4年度同期と比較すると約8割減少、支給金額も約465億円で、約9割減少。
- 令和5年度当初予算は5,917億円、令和6年度の予算概算要求も53億円と実績を踏まえ要求。（令和5年度比9割減）
- また、コロナ禍の雇用調整助成金の特例措置に関し、労働者の職業能力の維持・向上や成長分野への円滑な労働移動を阻害するおそれがあるといった指摘に対しては、骨太の方針2023や新資本実行計画等において、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするよう、見直しを検討するとの方向が示されており、現在、労働政策審議会職業安定分科会において議論を進めているところ。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

（三位一体の労働市場改革）

（略）

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

（4）リ・スキリングによる能力向上支援

④雇用調整助成金の見直し

現在の雇用調整助成金は、教育訓練、出向、休業のいずれかの形態で雇用調整を行うことによる費用を助成する制度である（大企業は1/2、中小・小規模企業は2/3を助成。教育訓練による雇用調整の場合は1人1日当たり1,200円を追加支給）。

本制度は、リーマンショック、コロナ禍等の急激な経済情勢の悪化に対する雇用維持策として重要な役割を果たしたが、助成が長期にわたり継続する場合、労働者の職業能力の維持・向上や成長分野への円滑な労働移動を阻害するおそれがあるとの指摘もある。

このため、在職者によるリ・スキリングを強化するため、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくするよう、助成率等の見直しを行う。教育訓練・休業による雇用調整の場合、給付期間は1年間で100日まで、3年間で150日までであるが、例えば30日を超えるような雇用調整となる場合には、教育訓練を求めることを原則とし、例外的にその日以降に休業によって雇用調整を行う場合は助成率を引き下げる等の見直しを検討する。

雇用維持スキームに対する各国の支出額

- 新型コロナの経済活動への影響に対し、各国は雇用維持スキームで対応した。既存のスキームを有していたドイツ(操業短縮手当)、フランス(部分的失業)、日本(雇用調整助成金)では、その特例措置により、また、イギリスでは「コロナウイルス雇用維持スキーム」を、アメリカでは「給付保護プログラム(PPP)」を創設して対応した。
- 各国のスキームの概要と支出額は以下の表のとおり。

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
就業者数 (2021)	4150万人	2773万人	3210万人	1億5258万人	6713万人
国内総生産 (2021) (名目、各国通貨)	3兆6000億ユーロ	2兆5000億ユーロ	2兆3200億ポンド	23兆ドル	549兆円
雇用維持 スキーム	操業短縮手当	部分的失業	コロナウイルス 雇用維持スキーム	給与保護プログラム (PPP)	雇用調整 助成金
財源	雇用保険財源 (不足時、一般財源)	失業保険(社会保障会計 を含む) および一般財源	一般財源	一般財源	雇用保険財源 (雇用保険2事業) および一般財源
特例措置期間	2022年6月末終了 ウ戦争由来等、一部は23年半 ばまで	2023年1月末終了	2021年9月末終了	2021年5月末終了	2023年3月末終了
支出額 ・2020年 ・2021年 ・2022年 ・合計	・221億ユーロ ・202億ユーロ ・32億ユーロ 計 455億ユーロ (5.9兆円)	・255億ユーロ ・94億ユーロ ・54億ユーロ (7月まで) 計 403億ユーロ (5.2兆円)	・464億ポンド ・236億ポンド 計700億ポンド (10.6兆円)	※融資返済免除額 ・5039億ドル ・2518億ドル 計7557億ドル (86.1兆円)	・3.2兆円 ・2.4兆円 ・0.9兆円 計 6.4兆円 ※緊急雇用安定助成金を含む

出典：厚生労働省・第4回アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム資料2 独立行政法人労働政策・研究機構提出資料を一部改変
為替レート：2021年12月30日現在のものを使用(1ドル=114円、1ポンド=151円、1ユーロ=129円)

参考資料

ひと、くらし、みらいのために

雇用調整助成金等の支給実績

雇調金・・・雇用調整助成金

緊安金・・・緊急雇用安定助成金

単位：金額は百万円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 概算要求
予算額（予備費等含む）	5,234	8,705	3,197,028	2,384,274	1,201,281	669,205	5,265
支給額（雇調金）	2,044	4,292	2,979,769	2,175,928	785,598	46,510	-
支給額（緊安金）	-	-	210,672	206,400	66,080	3,232	-
支給決定件数（雇調金）	5,890	6,364	2,284,982	2,395,939	1,435,016	142,837	-
支給決定件数（緊安金）	-	-	682,419	730,608	353,678	30,199	-
支給事業所数（雇調金）	1,434	1,618	429,847	314,745	218,176	65,357	-
支給事業所数（緊安金）	-	-	138,843	92,053	58,973	11,258	-

※ 予算額は、緊急雇用安定助成金も含む。

※ 令和2年度～令和4年度の支給決定件数は、速報値の累積値（厚労省ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.htmlより）。

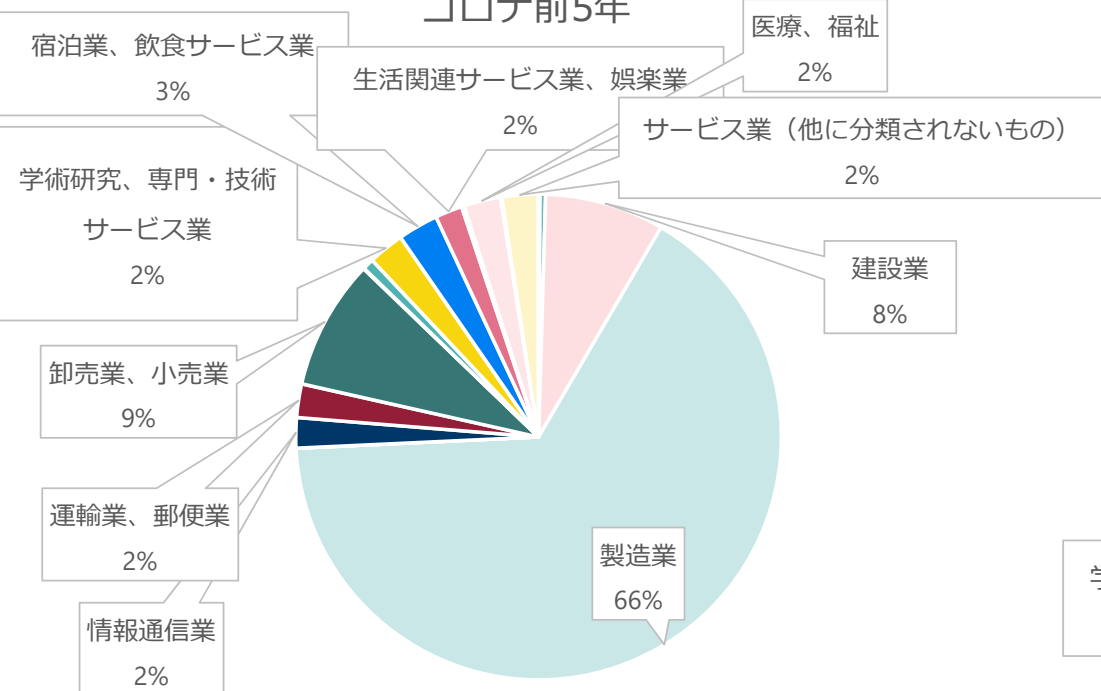
※ 各年度の支給事業所数、令和5年度実績全体は、令和5年9月までの業務データを用いて集計したもの。

※ 支給事業所数（緊安金）は、雇用保険の適用事業所のみ件の件数。適用事業所以外はその都度事業所番号を付与したため、この中に含めていない。

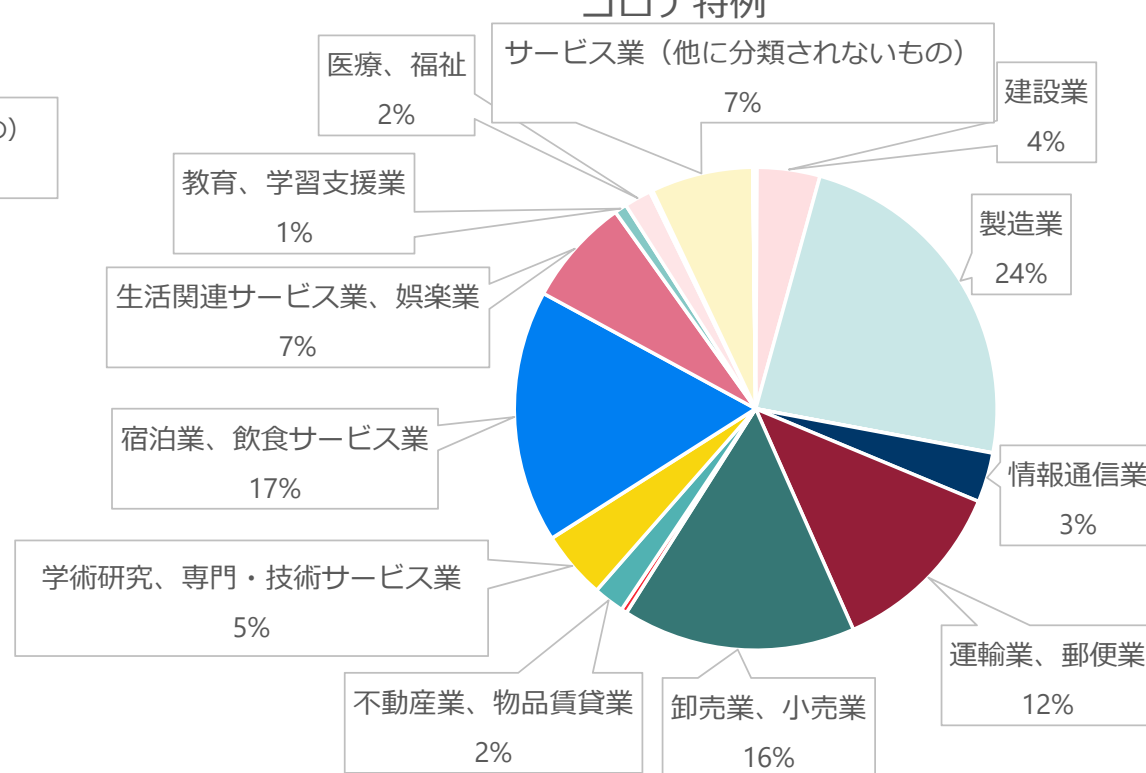
雇用調整助成金の支給決定額（業種別（大分類別））

コロナ前5年の雇用調整助成金の支給決定額の2/3は製造業が占めているが、コロナ特例では、宿泊業、飲食サービス業（17%）、卸売、小売業（16%）、運輸業、郵便業（12%）の占める割合が増加している。

コロナ前5年



コロナ特例



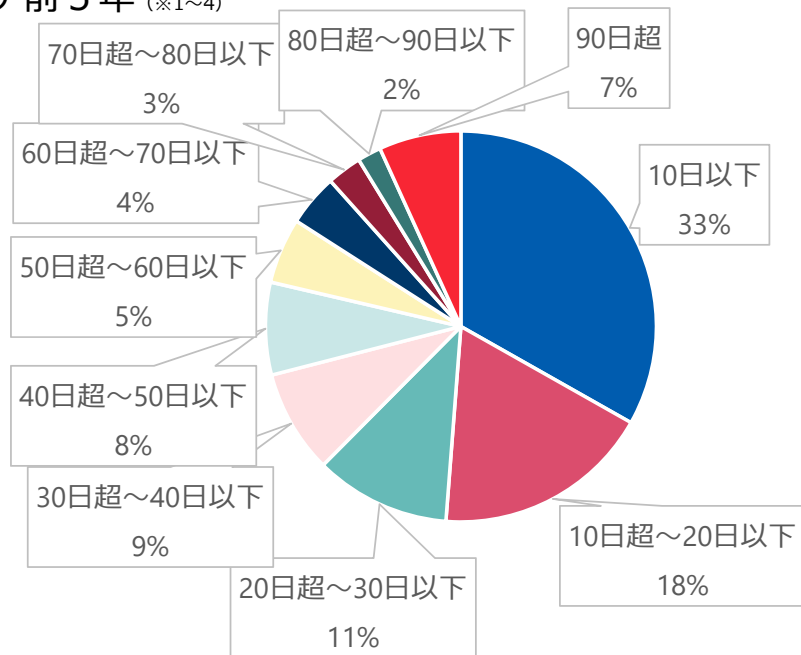
- ※1 コロナ前5年は、対象期間初日が平成26年4月1日～平成31年3月31日までの間にある支給決定分を集計したもの
- ※2 コロナ特例は、対象期間初日が令和2年1月24日以降の申請について、令和5年6月末までの支給決定分を集計したもの
- ※3 コロナ特例は、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
- ※4 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

雇用調整助成金の支給日数

支給日数は、コロナ前5年では30日以下が全体の62%、コロナ特例では49%となっている。

コロナ特例では90日超が30%となっている。

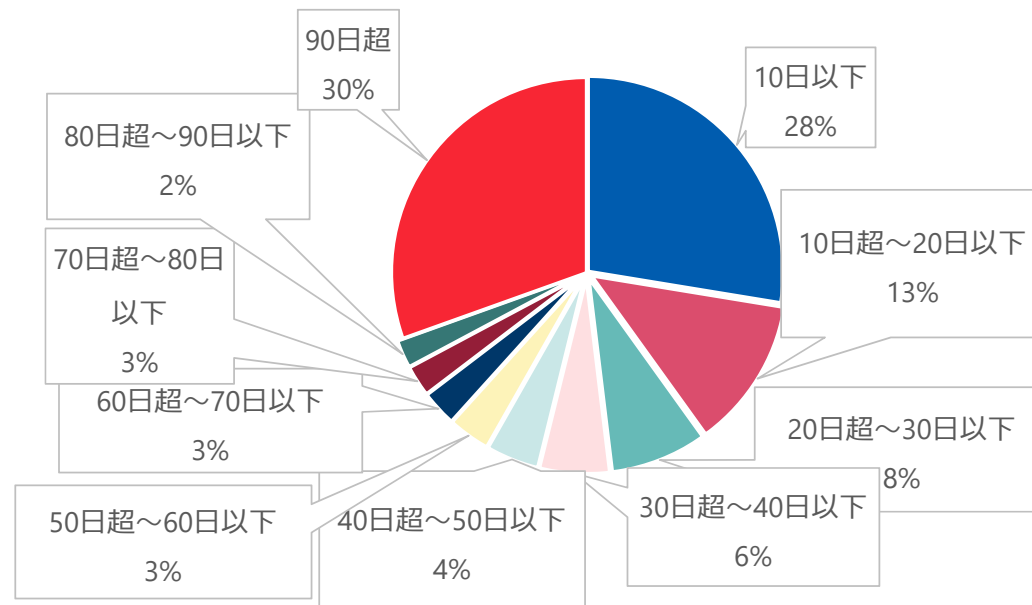
コロナ前5年 (※1~4)



- ※1 コロナ特例の実施前5年における数は、対象期間初日が平成26年4月1日~平成31年3月31日までにある対象期間について支給決定を受けた事業所の数
- ※2 支給日数は、1判定基礎期間の休業等延日数÷各支給決定時点の対象労働者数で算出
- ※3 対象労働者数が不明な事業所を除く
- ※4 同一事業所で上記期間中に複数の対象期間がある場合、それぞれ1件として計上している

- ※ 対象期間とは、受給可能な期間であり原則最大で1年間。コロナ特例では、実質的にこの期間の制限を撤廃。
- ※ 1つの対象期間における支給限度日数は100日まで。コロナ特例では100日の制限を撤廃。

コロナ特例 (※5~7)



- ※5 コロナ特例における数は、令和2年4月1日~令和5年3月31日までに支給決定を受けた事業所の数（令和5年4月1日時点）
- ※6 支給日数は支給額のうち雇用助成で支払われた額と支給決定年度末時点の被保険者数を用いた推計値
- ※7 支給額のうち雇用助成で支払われた額や決定年度末日時点の被保険者数が不明な事業所を除く

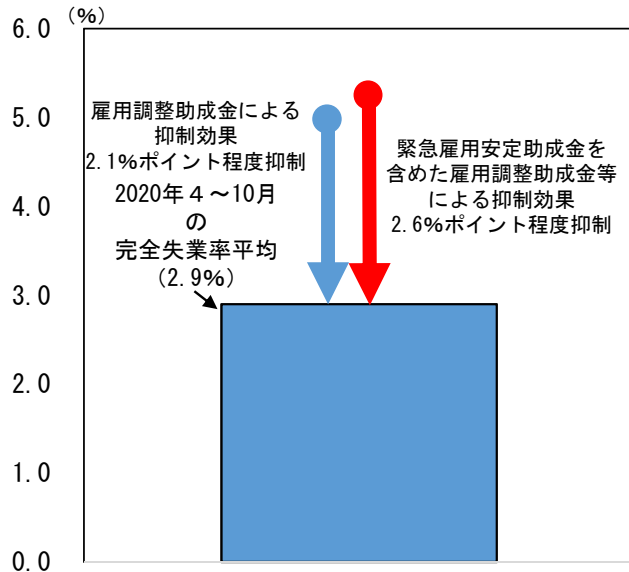
雇用調整助成金の失業抑制効果

令和3年版 労働経済の分析
(労働経済白書)より

Ⅱ-1-(1)

一雇用調整助成金等による対応②(失業抑制効果)一

- 雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年4～10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる(一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある)。
 - ※ 一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。



●具体的な推計方法

※2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1) 1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2) 期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月末までの支給総額を使用。

(3) 月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7

※判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

(4) 月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数

※月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5) 完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)

※雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析

- ・ J I L P T (2017) では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年4～6月期において、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があったと試算している。
- ・ 内閣府(2021)の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期までの各四半期において、完全失業率は2～3%ポイント程度抑制されたと見込まれるとしている。

資料出所 厚生労働省公表の雇用調整助成金等の支給実績データ、厚生労働省職業安定局が実施したサンプル調査、総務省「労働力調査(基本集計)」、厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自推計。

第3章 第1節 第8 厚生労働省

（3）雇用調整助成金の支給に当たり、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保に配慮しつつ、支給額が休業手当の支払額を上回る額を極力生じさせない合理的な算定方法とするよう意見を表示したもの

（略）

3 本院が表示する意見

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響は長期化していて、段階的な縮小が行われつつも、コロナ特例による雇用調整助成金の支給が引き続き実施されているところである。また、将来的にコロナ特例と類似の施策を実施する必要性が生ずる可能性がある。これらの状況を踏まえると、コロナ特例により超過額が相当生じている状況となっている要因に基づくなどして、雇用調整助成金に係る支給額の算定方法の見直しを行う必要がある。

については、貴省本省において、雇用調整助成金の支給が助成金としての役割に沿ったものとなるよう、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保に配慮しつつ、雇用調整助成金の支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとするなど、超過額を極力生じさせない合理的な雇用調整助成金に係る支給額の算定方法とするよう意見を表示する。

III. 成長

1. 労働市場・人への投資

このように、平時において個人への支援に重点化していくこととあわせて、危機時においても、個々の労働者の主体的なスキルアップを促していくべきである。今般のコロナ禍における雇用調整助成金の特例対応は、危機時の雇用維持に大きな効果を発揮した一方、対応の長期化によって、①雇用保険財政に大きな負荷をかけるとともに⁵²、②健全な労働移動や労働者のスキルアップを阻害した面もあったと考えられる⁵³。こうした点も踏まえ、休業による雇用維持に重きを置いた現行の雇用調整助成金制度の見直しに早急に取り組み、個々の労働者がスキルアップ等を通じて経済社会の構造変化に対応していくことを促す制度とすべきである。

52 （略）

53 コロナ禍における雇用調整助成金の特例対応については、危機対応からの円滑な移行の在り方や他の措置を含む休業支援の全体像などについて、諸外国との比較を含め、十分に検証していく必要がある。

「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ

【基本的な考え方】

- ・コロナ禍では、感染拡大防止に向けた行動制限等による経済活動の抑制に対し、企業の事業継続のための支援に加え、**雇用調整助成金等の特例措置を講じることで雇用維持に向けた支援**を行い、経済状況が不安定化する中での**雇用と暮らしの安定に貢献**。
- ・一方、**コロナ禍での緊急的・短期的な政策が長期化**することにより、有効な人材活用が進まず、コロナ禍以前からの構造的な課題でもある労働供給制約からくる**人手不足の問題が再び顕在化**しはじめている。
- ・また、個々人の意識の変化や構造変化が加速していく中で、個人の自律的なキャリア選択やライフステージに応じた**多様な働き方へのニーズ**は高まっており、そうした多様な働き方を行いながらも、労働市場での様々な機会を活用しながら、**賃金が上昇していく**仕組み作りが求められている。
- ・意欲と能力に応じた**「多様な働き方」を可能とし、「賃金上昇」の好循環**を実現していくため、中長期も見据えた雇用政策に力点を移し、**これまでの「賃上げ支援」に加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」「雇用セーフティネットの再整備」の一体的な取組**を推進していく。
- ・この一体的な取組を通じて、経済変化に柔軟で、**個人の多様な選択を支える「しなやかな労働市場」**を実現し、**人材の活性化と生産性の向上を通じた賃金上昇のサイクル**を目指す。

コロナ禍の緊急的・短期的政策

(目的) コロナ禍での「**雇用と暮らしの安定**」の実現

(手段) 雇用維持支援、休業支援

⇒ 厳しい経済状況の下で雇用維持に貢献

⇒ 一方で、支援の長期化により、**有効な人材活用は停滞し、足下では人手不足の問題が再び顕在化**

これからを見据えた雇用政策

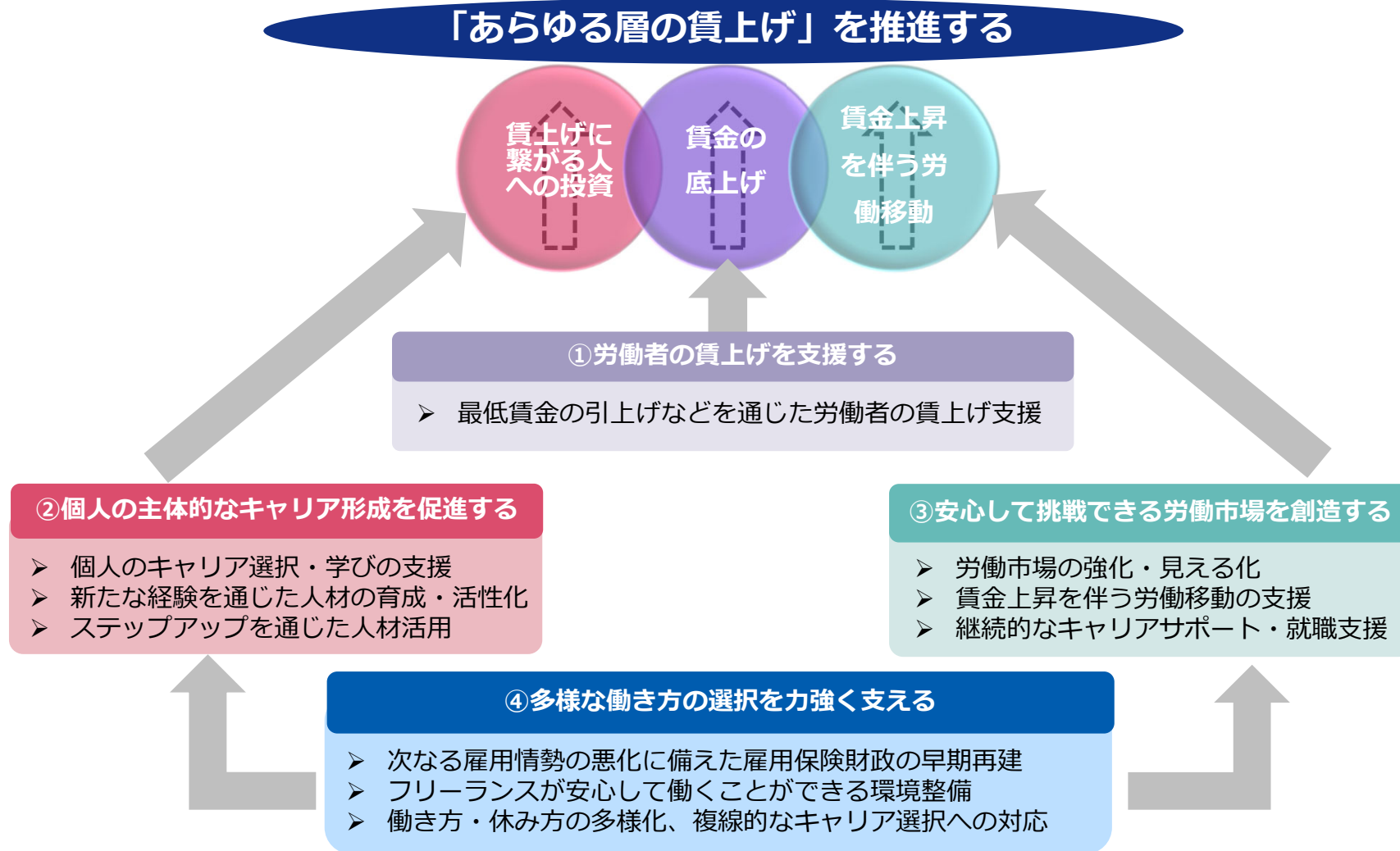
(目的) 「**賃金上昇**」とそれを支える「**多様な働き方**」の実現

(手段) 賃上げ、人材育成・活性化、賃金上昇を伴う労働移動支援、雇用セーフティネットの再整備の一体的な取組

⇒ **個人の多様な選択**を支える「**しなやかな労働市場**」の実現

⇒ 人材の活性化と生産性の向上を通じた**賃金上昇のサイクル**

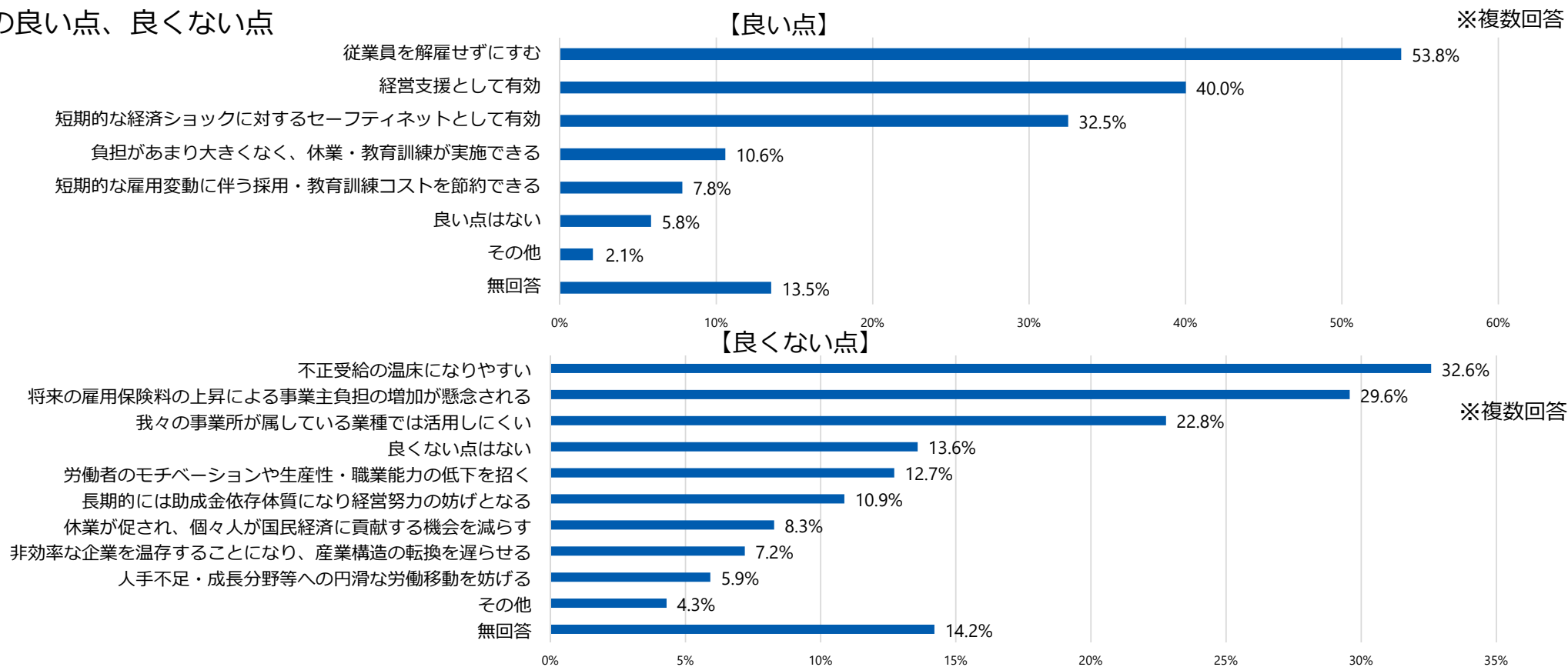
「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ



雇用調整助成金の良い点、良くない点

良い点としては、「従業員を解雇せずにする」「経営支援として有効」を、良くない点としては、「不正受給の温床になりやすい」「将来の雇用保険料の上昇による事業主負担の増加が懸念される」を回答した事業所が多い。

雇調金の良い点、良くない点



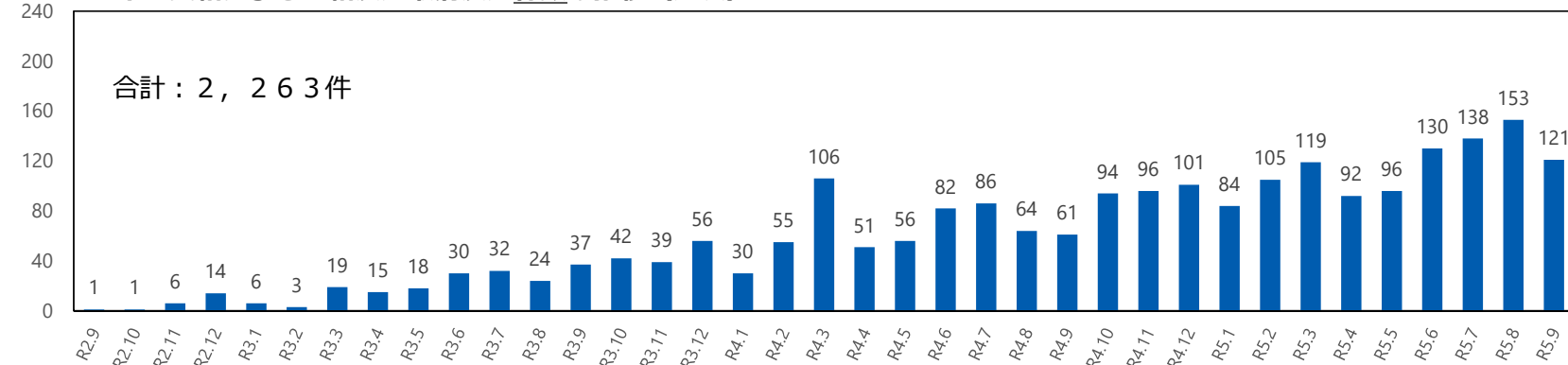
※過去3年間の休業実施有無や、雇用調整助成金の受給の有無は問わない。

※本資料は、労働政策研究・研修機構「雇用調整助成金のコロナ特例の活用等に関する調査」の速報値を基に厚生労働省職業安定局で作成。

不正受給への対応（その1）

- ホームページやリーフレットにより不正受給を抑止するための広報を実施するとともに、不正が疑われる事業主への積極的な調査を実施。
- 本省から都道府県労働局に対し①不正が強く疑われる事業主への積極的な調査、②不正受給に対応するチームの編成、③労働局間での不正手口等の共有、④警察等関係機関との連携等の強化を指示するとともに、不正受給の積極的な調査等に係る予算を計上するなど、対策を強化。
- 過去の受給について自主的に再点検を呼びかけるとともに、本年度より不正事案の公表基準を公開することで、自主的な申告・返還の申出をしやすい環境を整備。

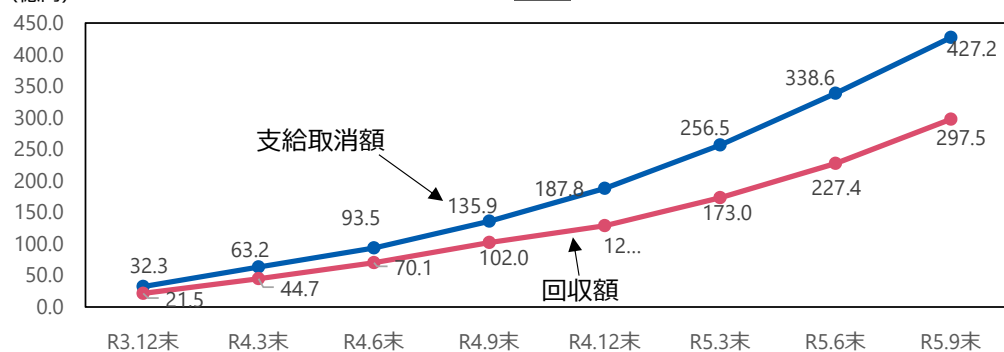
(件) 不正受給による支給決定取消決定件数の推移（月次）



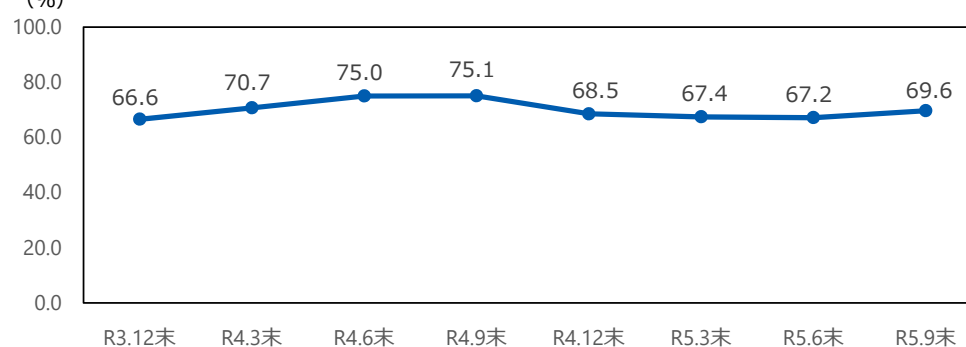
(※)

緊急雇用安定助成金も含む。
不正受給として処分を行った月ごとに支給取消決定件数を集計。
雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金両方の不正の場合はそれぞれ1件ずつカウント（事業所数ではない）。

(億円) 不正受給による支給決定取消決定金額の推移（四半期）



(%) 回収率（回収額／支給取消額）



不正受給への対応（その2）

（厚生労働省HP）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

雇用調整助成金（不正受給関係）

不正受給及び自主申告について

- 故意に支給申請書に虚偽の記載を行ったり、偽りの証明を行うことは、**不正受給**に該当します。
- 不正受給の場合、
 - ・ **不正発生日を含む判定基礎期間以降の金額**
 - ・ **不正受給額の2割相当額（違約金）**
 - ・ **年3分の延滞金****の合計額を返還請求**します。
- 不正受給日から**5年間**、**雇用関係助成金（不正受給を行った以外の助成金を含む）は受給できません（不支給）**。
※全額返納されていない場合は延長されます。

不正受給の対応を厳格化しています
不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

労働局において積極的な調査を行っています。受給した助成金について、自ら調査を行い、不正・不適正の場合は、自主申告してください。

自主申告ではない不正受給事案については、例外なく事業主名等を公表します。

※支給決定取消等を行った額が100万円未満を除く。

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金を申請した事業主の皆様へ

雇用調整助成金 不正・不適正に受給していませんか？
労働局は積極的な調査を行っています

支給した助成金について、自ら調査を行い、不正・不適正の場合は、自主申告をしてください！
かまごとはありませんか？

■ 不正発生日を含む判定基礎期間以降の金額
■ 不正受給額の2割相当額（違約金）
■ 年3分の延滞金

合計額を返還請求してください。自主申告ではない不正受給事案については、例外なく事業主名等を公表します。

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金を申請した事業主の皆様へ

雇用調整助成金 不正受給の対応を厳格化しています
不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業主名等の積極的な公表
事前予告なしの現地調査
不正「指南役」の氏名等も公表の対象となる場合があります

返還請求（ペナルティ付き）
不正発生日を含む期間以降の全額 + 不正受給額の2割相当額（ペナルティ） + 延滞金の合計額を返還請求します

5年間の不支給措置
雇用調整助成金だけでなく、他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置となります
不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との連携強化
都道府県労働局は、不正受給対応について都道府県警察本部との連携を強化しています
悪質な場合は、捜査機関に対し刑事告発を行います

ご一報ください
申請事業主の皆さま
従業員 の皆さま

申請内容に誤りがあった場合
受給した助成金の返還を希望される場合
不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

政策について

分類別の政策一覧

健康・医療

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

労働基準

雇用環境・均等

非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

労働関係

労働政策全般

相談窓口等

年金

他分野の取り組み

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

審議会・研究会等

国会会議録

予算および決算・税制の概要

政策評価、税法評価

関連リンク

情報サービスセンター

（リーフレット）

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を申請される事業主や従業員の皆さまへ

雇用調整助成金 不正受給の対応を厳格化しています

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業主名等の積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業主名等を積極的に公表します
- 都道府県労働局が、事前予告なしの現地調査（事業所訪問・立入検査等）を行います
- 不正「指南役」の氏名等も公表の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

返還請求（ペナルティ付き）

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」（ペナルティ） + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について都道府県警察本部との連携を強化しています
- 悪質な場合は、捜査機関に対し刑事告発を行います

ご一報ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員 の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

※連絡先は裏面を参照してください

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL040628企03

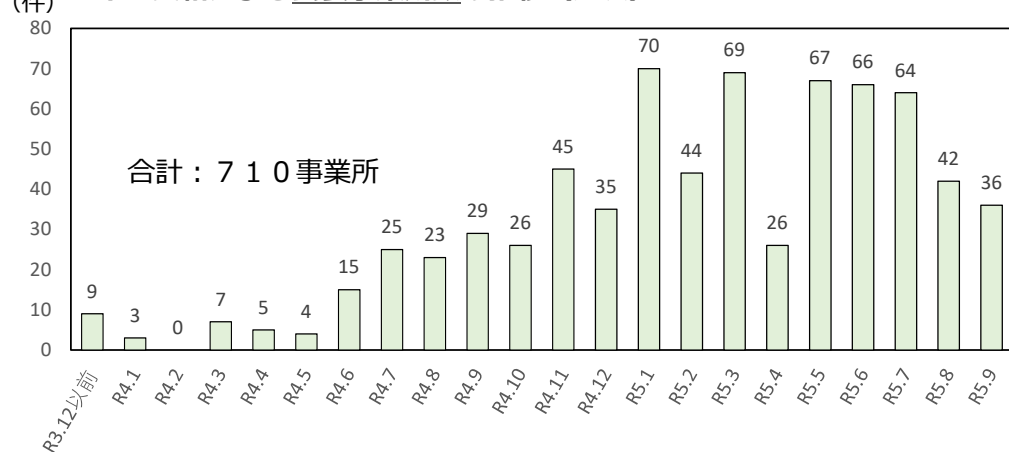
不正受給への対応（その3）

- 不正受給防止の観点から、不正防止対策の強化・不正事案の公表を行ってきたところ。不正・不適正事案を適切に是正するため、過去の受給についての自主的な再点検をリーフレット等により呼びかけるとともに、令和5年4月以降、不正事案の公表基準を公開することにより、受給事業主の皆様へ再点検の協力をお願いし、不正・不適正が判明した際における自主的な申告・返還を促進することとする。

<令和5年4月以降の不正事案の公表基準>

- ① 不正受給による支給取消額及び不正を理由として不支給決定を受けた支給申請額の合計額が100万円以上の場合
⇒ 公表対象。ただし、労働局の調査前に不正受給について自主申告を行い、かつ、返還命令後1か月以内に全額納付した場合であって、不正の態様・手段、組織性等から判断して、管轄労働局長が特に重大又は悪質でないと認める場合は公表しないことができる。
- ② 不正受給による支給取消額及び不正を理由として不支給決定を受けた支給申請額の合計額が100万円未満の場合
⇒ 公表対象外。ただし、不正の態様・手段、組織性等から判断して、管轄労働局長が特に重大又は悪質であると認める場合は公表対象とする。
- ③ 社会保険労務士や代理人が不正に関与した場合
⇒ 金額、返還の有無にかかわらず公表対象

■不正受給による公表事業所数の推移（月次）



■自主申告かつ1か月全額返還による非公表事案（令和5年9月末時点）

該当数 180事業所・227件

支給取消金額 7,056,875,522円（約70億6千万円）

1件あたり支給取消金額 31,087,557円

コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証（その1）

コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証

- 厚生労働省が（独）労働政策研究・研修機構に要請し、2021年10月より、労働経済学の専門家を含む研究会を開催し、業務データ等のエビデンスに基づく特例の効果についての分析等を進めている。
- これまでにリーマンショック時の2008年1月から2021年1月までの雇用調整助成金支給に係る業務データを集計分析するとともに、新型コロナウイルス感染拡大による影響下で行われた諸外国の雇用維持政策について調査を行っている。（参考資料1-1、2）
- 雇用調整助成金の特例の効果の定量的な分析に向けて、現在、迅速支給のため未整備だった休業人数等の詳細情報を遡及して整備するなど、雇用調整助成金の業務データを整理中。また、休業期間中の課題や助成金に対する評価等の業務データでは取得できない情報については、先行して本年3月に事業所へのアンケートを実施（現在集計・分析中）。今年度中に集計結果と分析をとりまとめた後、調査報告書を公表する予定。（参考資料2）
- アンケート結果と業務データを用いて受給事業所と非受給事業所との比較分析ができるよう、今後、アンケート結果と業務データの接続作業などを行っていく。

【効果検証における論点例】

- 雇用調整助成金の利用実態とリーマンショック時には行わなかった特例の雇用維持への効果
- 雇用調整助成金がなかった場合の失業等への影響
- 労働市場への影響、構造調整阻害の有無
- 雇用調整助成金が果たした役割

コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証（その2）

（参考資料1-1）「雇用調整助成金の支給実態 —リーマン・ショックからコロナ禍1年目にかけて—」

研究の目的、方法

2008年1月～2021年1月の雇用調整助成金（雇調金）、2020年3月～2021年1月の緊急雇用安定助成金（緊安金）の支給の推移と傾向を記述的に分析し、コロナ下における雇調金・緊安金の支給の特徴を掴むとともに、今後の研究のための基礎資料とすることを目的とし、雇調金及び緊安金の申請時に事業所から取得している行政記録情報の特別集計を行ったもの。

研究の概要

コロナ期の雇調金の支給実態は、同じく大規模な特例措置が講じられたリーマン・ショック、東日本大震災期のそれと比べて、支給がより大規模であり、対人サービス産業（宿泊業・飲食サービス業など）を始め支給の対象となった産業の幅が広がったことなど、明確に異なるものであったことなどの示唆が得られた。

※本資料は、（独）労働政策研究・研修機構「雇用調整助成金の支給実態 —リーマン・ショックからコロナ禍1年目にかけて—」（<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2023/265.html>）に基づき厚生労働省職業安定局で作成。

図表1 3期区分と雇用調整助成金の支給事業所数等

		I (60ヶ月)	II (73ヶ月)	III (12ヶ月)
		2008年12月～2013年11月	2013年12月～2020年1月	2020年2月～2021年1月
事業所数	合計	145548	17421	411318
	1ヶ月あたり	2426	239	34277
件数	合計	2321948	107759	1924081
	1ヶ月あたり	38699	1476	160340
金額(億円)	合計	13315	333	25630
	1ヶ月あたり	222	5	2136
1件あたりの支給金額 (万円)		57	31	133

注：集計対象は雇用調整助成金が支給された全事業所。

- I 期 リーマン・ショック、東日本大震災期（2008年12月～2013年11月）
- II 期 平常期（2013年12月～2020年1月）
- III 期 コロナ期（2020年2月～2021年1月）

図表2 産業大分類別、雇用保険適用事業所に占める雇用調整助成金受給事業所の割合（各期）

	(単位：%)		
	I	II	III
農業、林業	0.9	0.1	2.7
漁業	1.3	0.1	5.1
鉱業、採石業、砂利採取業	11.6	1.5	6.3
建設業	6.2	0.6	9.1
製造業	24.9	3.6	30.8
電気・ガス・熱供給・水道業	2.3	0.1	5.3
情報通信業	14.8	1.0	18.9
運輸業、郵便業	10.7	0.6	25.2
卸売業、小売業	3.6	0.5	17.1
金融業、保険業	0.8	0.1	7.3
不動産業、物品賃貸業	2.0	0.2	15.3
学術研究、専門・技術サービス業	4.1	0.4	13.4
宿泊業、飲食サービス業	2.2	0.3	40.3
生活関連サービス業、娯楽業	2.2	0.3	34.8
教育、学習支援業	1.0	0.2	17.1
医療、福祉	0.5	0.1	10.9
複合サービス事業	0.8	0.1	3.0
サービス業	3.7	0.3	13.7
公務	0.0	0.0	0.5
分類不能の産業	3.1	0.1	18.6
全国計	7.1	0.8	17.9

注1：集計対象は雇用保険が適用されている全事業所。

注2：各期の受給事業所割合＝各期で一度でも雇用調整助成金が支給された事業所数/雇用保険適用事業所の年度平均×100。

注3：「雇用保険適用事業所数の年度平均」について、I期は2009年度～2013年度、II期は2014年度～2019年度の平均、III期は2020年度を採用した。

資料出所：各期の雇用保険適用事業所数は、厚生労働省「雇用保険事業年報」より。

コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証（その3）

（参考資料1-2）「諸外国の雇用維持政策－アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス－」

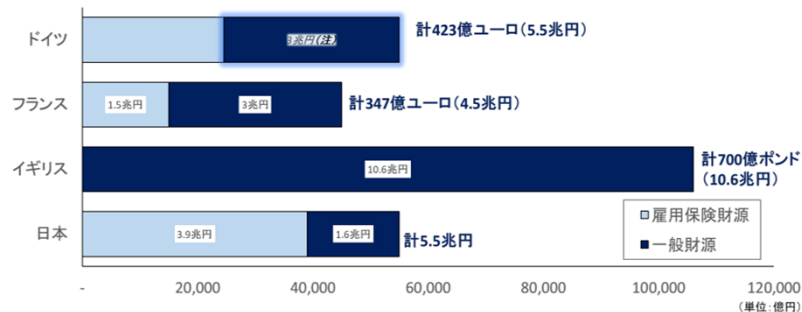
図表4 雇用維持スキームに対する各国の支出額

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
就業者数 (2020)	4186万人	2700万人	3246万人	1億4779万人	6676万人
国内総生産 (2020)(名目、 各国通貨)	3兆3700億ユーロ	2兆3000億ユーロ	2兆1100億ポンド	20兆8900億ドル	538兆円
雇用維持ス キーム	操業短縮手当	部分的失業	コロナウイルス 雇用維持スキーム	給与保護プログラム (PPP)	雇用調整 助成金
財源	雇用保険財源 (不足時、一般財源)	失業保険(社会保 険会計を含む)および 一般財源	一般財源	一般財源	雇用保険財源 (雇用保険2事業)およ び一般財源
特例措置期間	2022年6月末まで延長 (※一部は9月末まで)	2022年7月末まで延 長	2021年9月末終了	2021年5月末終了	2022年9月末まで延長
支出額 ・2020年 ・2021年 ・合計	・221億ユーロ ・202億ユーロ 計 423億ユーロ (5.5兆円)	・255億ユーロ ・92億ユーロ 計 347億ユーロ (4.5兆円)	・464億ポンド ・236億ポンド 計 700億ポンド (10.6兆円)	※融資返済免除額 5036億ドル 2492億ドル 計 7528億ドル (85.8兆円)	・3.2兆円 ・2.3兆円 計 5.5兆円

出所:各国報告(第1章～第4章)をもとに作成。

注:換算レート:1ドル=114円、1ポンド=151円、1ユーロ=129円(2021年12月30日)。

図表5 雇用維持スキームの財源比較(2020年、21年の合計額)



出所:各国報告(第1章～第4章)をもとに作成。

注:ドイツは雇用維持スキームに対する赤字補填ではなく雇用保険財政全体に対する赤字補填(一般財源)。支出は日本のみ4月～翌3月の年度ベース。他国は1月～12月の年ベース。

研究の目的、方法

コロナ禍における欧米主要国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)の雇用維持政策に着目し、制度、機能、給付要件、給付プロセス、政策評価等を整理・分析することを目的とし、文献調査を通じてとりまとめたもの。

研究の概要

欧米主要国(アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス)で実施された雇用維持スキームと日本で実施された雇用調整助成金の特例措置を比較し、財源について日本は他の国と比して雇用保険財源への依存度が高かったこと、特例措置期間について2021年中に終了した国(アメリカ、イギリス)があった一方、2022年においても継続していた国(ドイツ、フランス、日本)があるなど、相違があったことが分かっている。

※本資料は、(独)労働政策研究・研修機構「諸外国の雇用維持政策－アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス－」(<https://www.jil.go.jp/foreign/report/2022/22-10.html>)に基づき厚生労働省職業安定局で作成。

コロナ禍における雇用調整助成金の特例に係る検証（その４）

（参考資料２）雇用調整助成金のコロナ特例の活用等に関する調査

実施主体	独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）（※厚生労働省による要請研究）
調査目的	雇用調整助成金のコロナ特例の活用状況等の把握
調査対象・方法	15,000事業所（雇調金受給7,500事業所、非受給7,500事業所（※））に対し、アンケート票を郵送により送付・回収 ※それぞれ事業所規模別、産業別に層化無作為抽出
調査期間	令和５年３月（調査時点：令和５年２月末現在）
有効回収	有効回収数 5,253（うち受給事業所2,781、非受給事業所2,472） 有効回収率 35.0%
主な調査項目	事業所の属性、コロナ禍における事業活動、雇用調整等の状況、雇用調整助成金の活用状況及び評価 等
集計方法	雇用保険業務データ及び雇調金業務データに基づき、事業所規模×産業×雇調金受給の有無により復元集計